

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための  
日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案要綱

1 趣旨

この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、スマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。(第一条関係)

2 日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

- (1) 日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定による国庫への納付のほか、同法の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（(2)において「特別国庫納付金額」という。）を国庫に納付しなければならないものとする。(第二条第一項関係)
- (2) 特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。(第二条第二項関係)

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第二項関係)